

共済証紙の掛金日額の変更 及び 手帳更新時の注意点について

令和3年10月1日から共済証紙の掛金日額が
310円から**320円**に変更となります。

令和3年9月30日就労分までは**310円**証紙を貼付し、
10月1日以降の就労分は320円証紙で貼付してください。

310円証紙の販売は令和3年9月30日までとなります。
証紙の購入忘れが無いようにご注意ください。
また、残った**310円証紙は10月1日以降に**
証紙を取り扱う**金融機関にて交換**してください。

証紙の切替時及び手帳更新の際の注意点について

1. 令和3年9月30日までの就労分の**310円証紙を貼り終えても、まだ証紙貼付満了**（掛金助成は200日／通常手帳は250日）**とならない**（証紙を貼付する欄が残っている）場合
⇒ **引き続き令和3年10月以降の就労分を320円証紙で貼付**してください。
その後、貼付満了となった（もしくは次回更新時期に到達した）時点で更新してください。
2. 令和3年9月30日までの就労分の310円証紙を貼っていたところ、途中で貼付満了（掛金助成手帳は200日／通常手帳は250日で貼付満了）となり、**手帳に貼り切れない310円証紙が生じた場合**
⇒ **貼り切れなかった310円証紙を別紙(証紙貼付用紙)に貼付し、貼付満了した手帳・更新申請書とともにご提出**ください。なお、令和3年10月1日以降に更新する場合は、更新申請を送付する日までの就労分を320円証紙で貼付したうえでご提出をお願いします。

令和3年10月1日以降に更新した手帳には、たとえ1日であっても310円証紙を貼付することは出来ませんので、ご注意ください。

更新申請は当県支部まで、簡易書留等の記録付き郵便にてご提出ください。